

一、及二に當る者の無いときは會社は左に書き置いた者の内の一人に支拂ふ事ができます、但し職工が遺言か又は前方より會社に申出で、受取人に左に書き置いた者の内の一人を極めてをいたときは會社は其人に支拂をする事

(イ) 職工の家督相續人又は戸主

(ロ) 職工の兄弟姉妹にて職工の死だとき同じ戸籍の内にありし者

(ハ) 職工の親族か又は職工と同じ戸籍内にある者にて職工の死んだとき其縁によりて

生計を立て居りし者

九、左記の場合には會社は此規則に極めた扶助を支拂はない事があります。

一、職工解雇たる後一年立ちて扶助を求めたるとき、但一年立ちても左の場合には扶助をする事

(イ) 既に會社の費用にて療治を受けたる怪我又は病氣の爲め扶助を求められたるとき

(ロ) 解雇前か又は解雇後一年内に職工より請求して置きし扶助の原因になる怪

我又は病氣の爲め扶助を求められたるとき

二、一旦扶助を受けて全く癒りたる怪我又は病氣が職工の解雇後再發したるとき

十、此規則に依る扶助の基となる賃錢の出し方は工場法施行令第拾六條第壹號及第貳號の極めの通りです。

此の極め方で賃錢の出ないときは醫者の初めて見た日又は事故の出来た日に同じ仕事を

爲て居た者の賃錢の平均額。

十一、職工が直に貰ふ療治代や療治中貰ふ事の出来る賃錢は前月二十六日より其月二十五日迄の分を月末に支拂ふ事。

若し月末が會社の休日なるときは一日前に支拂ひ其日が又休日なるときは其又前の日に支拂ふ事。

十二、扶助を受ける者が法律に依つて同じ事で損害金を會社より貰ふた者は扶助料が損害金より多い時のみ其多い丈けを會社より貰ふことができたる事。

十三、會社より扶助を貰ふ事の出来る者は書付なり、口上なりにて支拂方を會社へ申出づること尤も會社にて其事柄を知つて居るときは別に申出で無くとも支拂ふ事

十四、此規則にある色々の扶助料及葬祭料は別段取調の必要ないものは支拂方を會社に申出た日より五日内に受取書と引換に支拂ひます。